

熊本県税条例の改正について（平成 28 年 2 月議会）

今回改正した熊本県税条例の主な改正内容は以下のとおりです。

1 県たばこ税（旧 3 級品）の税率の見直しに係る改正

県たばこ税において、現行旧 3 級品（旧専売納付金制度において 3 級品とされていた紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ 3 級品」という。））のたばこに対し特例税率が設けられ、税率が軽減（千本当たり 860 円→411 円）されています。

平成 27 年度税制改正において、この紙巻たばこ 3 級品の特例税率を廃止することが決定されましたが、激変緩和措置として地方税法において平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日にかけて段階的に税率を引き上げる経過措置が定められました。このことから県税条例においても同様に経過措置を設けることとしました。

また、税率の改正に伴い、税率引上げの施行日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ 3 級品を所持している卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、手持品課税を行うための規定を定めました。

《税率の改正》

（千本当たり）

期間		税率	差額
現行		411 円	70 円
経過措置	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	481 円	70 円
	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	551 円	105 円
	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	656 円	204 円
	平成 31 年 4 月 1 日～	860 円	

2 法人県民税法人税割の特例税率の延長に係る改正

本県においては、一定規模を超える法人に対して、法人県民税法人税割を地方税法に定める標準税率を超える税率（3.2%→4.0%）で課する「超過課税」を適用期間（5 年間）を設けて実施してきました。

今回の改正において、この適用期間を平成 33 年 9 月 30 日まで延長するとともに、農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の超過課税の軽減措置の適用期間を平成 33 年 9 月 30 日まで延長することとしました。